

平成20年(2008年)  
毎月/1日・15日発行  
発行/東村山市  
編集/政策室広報広聴課  
〒189-8501 東村山市本町1-2-3

☎ 042-393-5111 (代表) ファクス 042-393-6846  
市長へのファクス 042-393-9669  
ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>  
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>

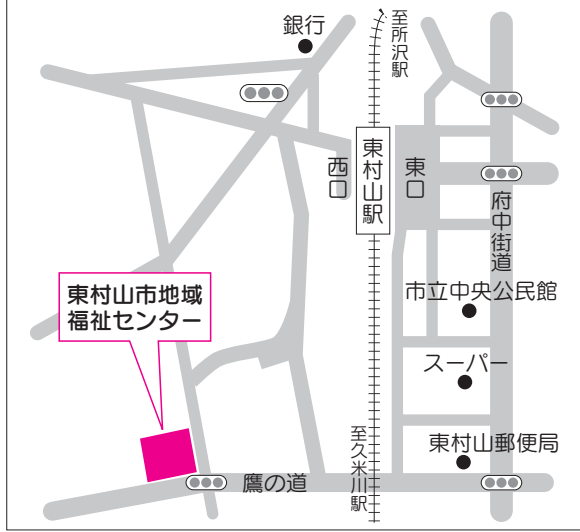


携帯電話用QRコード

今号の主な内容

市長所信表明、長寿医療制度、介護予防…2面  
北多摩地区消防大会、健康…3面  
市民大運動会…4面  
就学時健診、ふるさと歴史館、児童館…5面  
夢ハウス、消費生活、市民文化祭…6面

東村山市地域福祉センター案内図



東村山市地域福祉センターの外観

東村山市地域福祉センター施設概要

施設名	主な事業内容	開館日	開館時間
1階 (社会福祉協議会 ☎394・60033) 地域福祉推進センター	○社会福祉協議会の事業 ●地域福祉を推進するための事業全般(事業の企画・実施、住民福祉活動の支援・調査・普及・宣伝、連絡調整、助成ほか) ●ボランティアセンター ●中部地域包括支援センター ●障害者地域自立生活支援センター ●成年後見制度推進事業 ●福祉サービス総合支援事業 ●高齢者生きがい事業 ※詳しい事業内容は、9月15日発行の「福祉だより」をご覧ください。	月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始を除く	午前9時～午後5時
	○地域福祉活動室 ●地域福祉活動団体への部屋の貸し出し	月曜日～土曜日 ※祝日・年末年始を除く	午前9時～午後7時
2階 (NPOの森 ☎395・72000) 子育て総合支援センター	○遊び・文化の事業 手作りおもちゃ・絵本読み聞かせ	火曜日～土曜日 ※祝日・年末年始を除く	午前10時～午後4時
	○くつろぎの事業 くつろぎルーム「森のこかげ」・食育関係 ○相談・情報提供の事業 ふれあい相談・情報誌発行 ○研修・人材育成の事業 子育て支援者向け研修会・子育て講座 ○相互交流の事業 子育て支援活動室・世代間交流		

10月1日(水)

東村山市地域福祉センターがオープンします

問い合わせ 保健福祉部計画担当・児童課

「旧多摩東村山保健所」が「東村山市地域福祉センター」として生まれかわります

施設の目的・場所

市民の地域福祉活動を支援し、地域福祉の総合的な推進を図るとともに、安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることが出来る家庭環境及び社会環境の形成に寄与することを目的とします。  
場所 野口町1-25-15(左上図参照)

※駐車場はありますが、お身体の不自由なかなたなどが利用されますので、なるべく車以外のご来場をお願いします。

1階は 地域福祉推進センター

地域福祉推進センターとして社会福祉協議会の事務所や地域福祉活動室が設置されます。

を一部移管します。

地域福祉活動室

地域福祉活動室は、市内に在住・在勤・在学のかたで構成され、地域福祉活動を主たる目的とする団体に貸し出しします。使用の申請は地域福祉推進センターで10月1日から受け付けます。

社会福祉協議会

従来の社会福祉協議会の事務所(野口町)で行っていた業務と、社会福祉センター(諏訪町)で行っていた業務(諏訪町)で行っていた業務

2階は 子育て総合支援センター 愛称「くろくの森」

主に在宅で子育てをしている親子の支援を行うとともに、子育てしやすい地域づくりを目指した事業や人材育成を行う子育て総合支援センター(愛称「くろくの森」)を開設します。  
親子が楽しく過ごせるだけでなく、おもちゃづくりや離乳食づくりなど、子育ての参考になるような企画を用意しています。

子育て総合支援センター利用案内

利用できるかた  
○乳幼児親子  
○妊婦  
利用方法  
初めてセンターを利用する

かたは登録申請をさせていただく必要があります。次の場所で登録申請書の事前配布を行います。ご記入の上センター来館時にお持ちください。なお、来館時に記入いただくこともできます。登録申請書の配布場所 各児童クラブ内のおひさま広場(市内8か所)、みずみ子育てひろば(美住町1-4)、ほんちよう子育てひろば(本町4-19-26)、のぐちよう子育てひろば(野口町2-4-36)、児童課、健康課、子ども家庭支援センター(いきいきプラザ3階)

ラザ3階) 配布期間 9月19日(金)～30日(火) ※市のホームページの「新着情報」からもダウンロードできます。

子育て支援活動室

団体登録をした子育てグループや子育て支援団体に貸し出します。使用申請の受け付けは子育て総合支援センターで行います。

第9回 大好き東村山写真コンクール 作品募集

これぞ東村山だと自慢したくなる風景やお気に入りの場所、楽しい催しや出来事など、東村山らしさを表現したあなたのとっておきの写真を応募ください。  
応募期間 10月1日(水)～11月28日(金)  
対象 市内在住・在勤・在学のかた  
入賞 最優秀賞1名、優秀賞3名、佳作5名、市長特別賞1名  
応募規定  
○未発表のもので、平成19年12月1日以降に市内で撮影したものを。  
○作品は、35mmフィルム又はデジタルカメラで撮影し、2Lサイズ(キャビネ判)で提出してください。ただし、合成等は不可。  
※応募作品数は1人1点。人物が被写体の場合は、必ず事前に承諾を得てください。  
応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、作品とともに広報広聴課(本庁舎3階)、又は東村山市商工会加盟の写真店(同コンクールポスター掲示)へ  
※広報広聴課宛郵送(応募期

間内必着)可(〒189-8501広報広聴課へ)  
応募用紙 公民館、図書館、ふるさと歴史館、スポーツセンター、広報広聴課、東村山市商工会加盟の写真店、東京みらい農業協同組合東村山支店、東村山支店、東村山駅等で配布  
★市のホームページの「新着情報」で、応募規定・応募用紙が取得できます。また、第8回までの入賞作品の閲覧ができます。  
審査 一次審査(広報広聴課事務局)、二次審査(市長ほか審査員)  
発表 応募されたかた全員に12月中に通知  
※入賞作品は市報2月1日号に掲載(予定)  
表彰式 平成21年1月  
その他  
○応募作品の使用権は、市に帰属し、市報や市のホームページ等で活用させていただきます。  
○応募作品は返却しません。協力 東村山市商工会、東京みらい農業協同組合東村山支店、西武鉄道株式会社  
問い合わせ 政策室広報広聴課



ターで行います。子育て総合支援センターのより詳しい内容をお知らせする「準備室だより」を発行しています。配布場所は、登録申請書の配布場所と同じです。